

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外607名

被告 長崎県外1名

2018（平成30）年10月31日

証拠調べに関する意見書(治水)

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

第1 嶋津氏の尋問の必要性

1 被告ら意見

被告佐世保市は、嶋津暉之氏の尋問を「原告らの主張ないし意見にすぎず、既に書面で提出されている内容の繰り返しで、尋問の必要性に欠ける」として不要という趣旨の意見を述べる。

また、被告長崎県は、原告らが請求する嶋津暉之氏の証拠調べに関して、「従前の主張してきたものの繰り返しとなると思われ」、「別訴基準時である平成25年9月6日時点で本件ダム建設の必要性があったことは明らかとなっており、その後現在に至るまでその状況に変化はない」として不要という趣旨の意見を述べる。

2 原告らの主張ないし意見と同内容の繰り返しではなく立証であること

嶋津暉之氏の経歴は以下のとおりであり、また多くの著作物も存在する。このため、その専門性の高さや知識経験の深さは、社会的にも十分に認知されている者である。同人からの供述内容及び供述内容の正確性については、単なる当事者

の主張や供述とは全く異なる。この点別途同人作成の意見書も書証として提出するため、記載内容からも検討いただきたいところである。

[経歴等]

1966 年 東京大学工学部都市工学科卒業

1968 年 東京大学大学院修士課程修了（工学系研究科都市工学専攻）

1972 年 東京大学大学院博士課程単位取得満期退学（工学系研究科都市工学専攻）

1972 年 東京都公害局（現・環境局）に入都、地下水行政に従事

1984 年 東京都公害研究所（現・環境科学研究所）に異動し、水質および河川に関する研究に従事

2004 年 同退職

2005 年 田尻賞受賞

（ダム計画の問題点に関する構造的な解析とそれに基づく活動に対して）

2010 年1 月15 日 国土交通省「今後の治水のあり方に関する有識者会議」で参考人として陳述

2010 年3 月16 日 衆議院国土交通委員会で参考人として出席（ハッ場ダム建設事業に関する審議）

2018 年5 月31 日 参議院国土交通委員会で参考人として出席（「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」に関する審議）

また、同人作成の意見書に記載がある各問題点について、その内容について同人の尋問にて確認をなす必要性は高い。すなわち、上流域及び川棚川最下流部における氾濫の見込み、原始河道とされる河道そのものの問題点、引き伸ばし方法としてのⅢ型の問題点、引き伸ばし率が実降雨と比較すると2倍を超えること、上流部での氾濫による河道水位への影響、計画規模や基本高水流量を適切に修正した場合の水位などについては、関連書証の提出をさせてもらう上、嶋津氏でなければ適切にその内容を供述することはできない。したがって、こ

これらの点についての立証手段としても書証と併せて嶋津氏の尋問は必要不可欠である。

したがって、嶋津氏の尋問は、そもそも当事者の主張ではなく、立証であり、また河川に関する研究経歴を踏まえた、専門的知見からの意見や供述が予定される場所である。

3 原告らの追加主張

そして、同人には次の点についても供述を求める予定である。原告らにおいては、費用便益比(ダムによる治水の効果の便益は限定的であること、根拠のない不特定便益をも算定している上、その効果について適切な現在価値化がなされていない点)についての主張を追加する。この点については、本件においても別訴の取消訴訟原審においても争点としても顕在化しておらず、尋問の対象ともなっていない点である。

ダム建設による具体的な治水効果及びその評価及び不特定便益の現在価値化の方法及びその関連事情については、単なる書面での意見に止まらず、専門家としての分析的・詳細な供述が不可欠である。

このように、別訴取消訴訟において今後争点形成していく部分は、本訴訟における工事の必要性・公共性という観点からも別途検討されるべきである。

また、本訴訟の口頭弁論終結時における工事の必要性・公共性の有無、加害行為性は、事業認定取消訴訟における判例上の取消要件を満たすか否かと完全に重なるものではなく、特に前者は事業認定後の事情を考慮するものである(時的因子乃至要素を異にするものである)。

このように、嶋津氏の尋問によって明らかとされる事実は、別訴でこれまで十分に検討がなされていない点を含み、かつ、工事の必要性・公共性の有無、加害行為性という本事案の審理に必要な事実を含むものであるから、それらの事実を具体的に立証する手段として嶋津氏の尋問は必要不可欠である。

4 当事者間の立証手段の公平性

なお、現時点では、本件においては、別訴における被告側証人の尋問の調書(甲E1～3)のみしか提出されていない。いずれもあくまで被告側の立場でのみ証言をした者らである。結果として、治水面においても石木ダムの必要性がないことを裏付けているものの、姿勢としては被告側に有利となるように証言をしてきている。

そうであれば、原告側の立場から、専門家として証人尋問をすることは当事者間の立証手段の公平性との観点からも必要である。

第2 結論

以上より、嶋津暉之氏の本人尋問は、本件事案においては必要不可欠である。

以上